

○選挙人名簿登録のための調査及び整理等に関する事務処理要綱

(要綱の目的と内容)

第1条 この要綱は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第10条の2第1項及び第11条の規定に基づき、選挙人名簿に登録される資格を有する者（以下「被登録資格者」という。）等の調査及び整理に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(調査の対象)

第2条 被登録資格者として調査の対象とするものは、次のとおりとする。

- (1) 年齢満18歳以上の者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第5条の規定により住民基本台帳に登録されてから3箇月を経過している者（以下「転入者等」という。）
 - (2) 引き続き3箇月以上住民基本台帳に登録されている者で、新たに年齢満18歳に達した者（以下「新有権者」という。）
- 2 年齢満17歳の者（以下「17歳者」という。）として調査の対象とするものは、次のとおりとする。
- (1) 毎年3月、6月、9月及び12月（以下「登録月」という。）の1日現在において住民基本台帳に登録されている17歳者
 - (2) 登録月の2日以降の転入者で、登録月の1日現在において17歳者

(調査の方法)

第3条 被登録資格者について調査を行う方法は、次のとおりとする。

- (1) 転入者等については、磁気ディスクに登録された住民基本台帳の毎月の更新記録から電子計算機を操作して抽出した異動事項一覧表によって、月例処理において書面上の調査を行い、必要に応じて実態調査を行う。
 - (2) 新有権者については、17歳者の書面を整理することにより、被登録資格の調査を行う。
 - (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項又は第2項の規定による選挙権を有しない者については、同条第3項及び令第1条の3の規定に基づく通知並びに法第29条第1項の規定に基づく通報によって調査を行う。
- 2 17歳者について調査を行う方法は、次のとおりとする。
- (1) 登録月の1日現在において磁気ディスクに登録された住民基本台帳から電子計算機を操作して抽出した17歳者一覧表で書面上の調査を行い、必要に応じて実態調査を行う。

- (2) 登録月の2日以降に転入届をした17歳者については、磁気ディスクに記録された住民基本台帳の毎月の更新記録から、電子計算機を操作して抽出した異動事項一覧表によって書面上の調査を行い、必要に応じて実態調査を行う。

(整理の方法)

第4条 被登録資格者及び17歳者については、第3条の規定に基づく調査後の異動につき、磁気ディスクに記録された住民基本台帳の毎月の更新記録から、電子計算機を操作して抽出した異動事項一覧表等の書面により整理を行い、登録の際の確認資料とする。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年5月1日から実施する。
- 2 選挙人名簿登録のための調査及び整理等に関する事務処理要綱（昭和59年4月20日西宮市選挙管理委員会議案第6号）は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。